

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除について 角田市・村田町（新規）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年1月16日及び平成24年4月5日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた角田市及び村田町で産出された「原木しいたけ（露地栽培）」について、平成30年4月24日に下記のとおり出荷制限が一部解除されました。

記

1 出荷制限解除の対象

角田市及び村田町において産出された「しいたけ」（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

2 解除の対象となる生産者数

角田市内生産者 1名
村田町内生産者 1名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- 解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する（県、市のホームページで氏名等を公表し、農業協同組合、直売所、卸売市場等へ周知）。
- 認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- 解除された生産者は、県栽培管理基準に基づき、解除ロットごとに1検体の出荷前検査を行う。
- 県は出荷期間中に角田市及び村田町内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市、*角田市、蔵王町、*七ヶ宿町、*村田町、*川崎町、丸森町、*仙台市、*名取市、*大和町、富谷市、*大衡村、*大崎市、*加美町、*色麻町、*栗原市、*登米市、石巻市、東松島市、*気仙沼市、*南三陸町（21市町村）

* 一部出荷制限解除：角田市1名、七ヶ宿町4名、村田町1名、川崎町1名、仙台市7名、名取市1名、大和町1名、大衡村1名、大崎市4名、加美町7名、色麻町1名、栗原市3名、登米市5名、気仙沼市1名、南三陸町3名 計15市町村 41名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに、国に対し出荷制限解除の申請を行い、制限解除の指示を受ける。なお、「たけのこ」などのように、地域単位で制限が解除されるものではない。